

訪問介護事業契約書別紙

(兼重要事項説明書)

<令和2年2月1日現在>

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0247-43-2154
(月～金 9:00～17:00)

担当 金澤靖子(管理者)
* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 埴町訪問介護事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	埴町指定訪問介護事業所
所在地	東白川郡埴町大字埴字材木町32番地
介護保険指定番号	0772900148(福島県指令高 2114-96号)
サービスを提供する地域※	埴町

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

職種		人数	備考
管理者		1名(名)	介護福祉士
サービス提供責任者		3名(名)	介護福祉士
事務職員		名(名)	
従業者	介護福祉士	8名(1名)	
	1～2級修了者	2名(名)	

※ () 内は男性再掲

(3) サービスの提供時間帯

	早 朝 7:00～8:00	通常時間帯 8:00～18:00	夜 間 18:00～20:00	その他 20:00～7:00
平日	○	○	○	×
土・日・祝日	○	○	○	×

※ 時間帯により料金が異なります。

3. サービスの内容

(1) 身体介助

食事介助	一人では食事をするのが困難な方のお手伝いをします。
動作介助	寝る、起きる、座るなどのお手伝いをします。
移乗介護	寝床から車椅子への移乗をお手伝いします。
整髪整容	整髪、爪切り、耳かき、ひげ剃りなどをお世話します。
衣類着脱	着替えのお手伝いをします。
口腔清拭	歯磨きや、義歯の洗浄などをお手伝いします。
入浴介助	ご家庭のお風呂での入浴・洗髪のお手伝いや見守りをします。
手浴足浴	全身浴が無理な方のための部分浴をお手伝いします。
清 拭	入浴ができない時に、タオルなどで身体を清拭します。
体位変換	自力で寝返りができない方の床ずれがひどくなるのを防ぎます。
排泄介助	離床を目的としたトイレへの誘導やおむつの交換をします。

(2) 生活援助

買 物	日用品の買い物をお手伝いします。
調 理	調理の手伝いや栄養面での指導を行います。
掃 除	身の回りの整理整頓や部屋の掃除をお手伝いします。
洗 濯	洗濯物を干す・取り込むこともお手伝いします。
衣類補修	簡単な衣類の補修(ボタン付けなど)を行います。
介護相談	健康面の相談や介護についての相談に応じます。
機関連絡	役場等への書類の提出等を代行します。

※このほかのサービスもございます。お気軽にご相談ください。

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料(料金表)の1割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス料金は全額自己負担となります。

※ 介護保険制度改正に伴い埴町役場から【介護保険負担割合証】が送付された場合は、速やかに事業所に提出し「利用者負担の割合・2割・3割」と記載されている方のみ2割、3割負担の請求該当者となります。

※ 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1回につき基本料金の10割の額(早朝・夜間についてはさらに25%増しの額)をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日埴町の窓口に出しますと、9割分について払い戻しを受けられます。

【 料金表(基本料金・昼間) 】

	30分未満	20分以上 45分未満	30分以上 1時間未満	45分以上	1時間以上 1時間30分未満	以降30分 増すごと
身体介護	2,480円	-	3,940円	-	5,750円	830円
生活援助	-	1,810円	-	2,230円	-	-

※ 身体介護の後に引き続き生活援助を行った場合の加算(20分から起算して25分ごとに660円加算されます。

※ 基本料金に対して、早朝(午前7時～午前8時)・夜間(午後6時～午後8時)帯は25%増しとなります。

※ 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

※ やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

(2)交通費

前記2の(1)のサービスを提供する対象地埴町にお住まいの方は無料です。埴町以外の地域の方は、従業者がおたずねするための交通費の実費が必要です。

(3) 福祉有償運送

通院介助を利用される方の通院時の車代として下記利用料金がかかります。

【 利用料金一覧表 】

利用時間	運賃
5分～30分	300円
35分～60分	600円
65分～90分	900円

- ・ 1回の利用 30分まで 300円
- ・ 以降 30分毎に 300円ずつ加算されます。
- ・ 迎車料金はかかりません。
- ・ 利用者が乗車している時間により算定します。

(4) キャンセル料

お客様の都合で、急なキャンセルとなった場合は、訪問前までに至急ご連絡ください。
ご利用日の当日連絡なしで中止とした場合は、キャンセル料を頂く事もあります。

(連絡先 ☎0247-43-2154)

(5) 支払方法

月払い、銀行振り込み、郵便振替、現金集金のいずれかをご契約の際にお選びいただけます。

毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、25日までに銀行振込、現金集金いずれか、契約の際にお選びいただいた方法で、お支払いください。

お支払いいただきますと、領収証を発行します。

(6) その他

- ① お客さまの住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、電気、ガス等の費用は、お客さまのご負担になります。
- ② サービス実施記録の複写物等の交付を受ける場合、実費を負担してコピーをすることができます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。職員がお伺いいたします。
訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

- ① お客様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了するやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに理由を明記した文書で通知いたします。
- ③ 自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)又は要支援1、2と認定された場合
- ④ その他
 - ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
 - ・ お客様が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、またはお客様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

6. 当事業所の訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

老人福祉法の基本理念に基づき、利用者及びその家族の多様なニーズに応え、日常生活に必要な残存機能の向上、保持に努め、思いやりと愛情豊かな接遇によって、快適な生活が営まれるようその援助に努めます。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
男性ヘルパーの有無	有	
従業員への研修の実施	有	年1回 実務研修を実施します。
サービスマニュアルの作成	有	

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

8. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所お客さま相談・苦情担当

電話番号	0247-43-2154
担 当	主査 穂積裕子
受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
ただし、国民の祝日に関する法律に規定する日、及び12月29日から翌年1月3日までを除く。	

(2) その他

当事業所以外に、町の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

埴町役場 健康福祉課 ☎0247-43-2115

名 称	住 所	電話番号
福島県国民健康保険団体連合会	福島市中町3-7	024-523-2743
埴町役場健康福祉課	東白川郡埴町大字埴字大町3-21	0247-43-2115
第三者委員(委託3名)	①藤田和宣 ②鈴木敬子 ③芳賀澄江	
福島県運営適正委員会	福島市渡利七社宮111	024-523-2943

9. 当社会福祉協議会の概要

名称・法人種別	社会福祉法人埴町社会福祉協議会
代表者役職・氏名	会 長 宮 田 秀 利
本部所在地・電話番号	東白川郡埴町大字埴字材木町32番地 ☎0247-43-2154

定款の目的に定めた事業

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 5 保険医療、教育その他社会福祉に関する事業と連絡
- 6 共同募金事業への協力
- 7 居宅介護支援事業の経営
- 8 居宅介護等事業の経営
- 9 訪問入浴介護事業の経営
- 10 老人デイサービスセンター(埴町デイサービスセンター)の経営
- 11 介護予防支援事業の経営
- 12 障害者福祉サービス事業(埴町社会福祉協議会自立支援介護事業所)の経営
- 13 生活援護資金貸付事業
- 14 心配事相談事業
- 15 地域福祉基金運営事業
- 16 福祉サービス利用援助事業
- 17 地域支援センターの事業
- 18 介護予防・日常生活支援総合事業
- 19 その他この法人の目的達成のための必要な事業

施設・拠点等

居宅介護支援	1カ所
通所介護	1カ所
訪問介護	1カ所
訪問入浴介護	1カ所
自立支援介護事業所	1カ所
地域包括支援センター	1カ所